

相続実務ノート NO.9

(2007年2月15日)

「遺言の目的と遺言書の選び方」

株式会社 三商

小平市花小金井南町1-14-24

Tel.042-467-2155 Fax.042-467-2157

メール sansyo@trust.ocn.ne.jp

URL <http://www.souzokusoudan.net>

遺言の必要性に気づき、遺言を書く人が確実に増えています。とても良いことです。しかし、遺言の目的を確実に実現できる遺言書でなければ意味がありません。

Aさんが自筆証書遺言書を持って相談に来ました。病気を抱え75歳になるAさんの願いは、「先妻との間の2人の子供と今の妻とが自分の相続の際にもめないでもらいたい」ことです。Aさんの書いた遺言の主旨は、①土地・建物は全て妻に相続させる。②銀行・郵便局の預貯金と株も全て妻に相続させる。③2人の子供には生前に贈与し、遺留分を主張しない旨の念書をもってある。2人は妻に対し請求しないでほしい、と希望も記されています。Aさんの願いは③に表れています。全文・日付・署名が自署され、印が押されていれば自筆証書遺言として有効です。

では、この遺言でAさんの願いは確実に達成されるでしょうか。

Aさんの相続が発生した時、2人のお子さんが何の異論も述べなければ問題はなりません。しかし、異論を述べたら、とても危うい遺言となります。

①生前に、相続の際遺留分を主張しない（放棄する）意思表示は、家庭裁判所の許可を得て行わなければ法律上の遺留分放棄とはなりません。従って、Aさんの場合、念書があっても（実印が押してあっても）2人の子供が遺留分を主張する可能性があります。

何より自筆証書遺言は、Aさんが亡くなった後ただちに保管者または遺言発見者が、家庭裁判所に「検認」を求めなければいけません。「検認」せずに開封すると「5万円以下の科料」に処せられます。「検認」の申立てをすると、家裁から相続人全員に「〇月〇日に出頭せよ」と通知が来ます。2人の子供も裁判所で遺言の中身を知ります。複雑な思いになります。「全ての財産」の価値はいくらか。かつて自分たちがもらった財産は少なすぎないか。遺留分を計算するともっと多くもらえるのではないか。誰かに相談します。誰かが入れ知恵します。「検認」が、「遺留分減殺請求権」行使の

きっかけを作ります。

- ② では5万円の料金を払ってでも、「検認」を求めずに遺言どおりの相続登記を実行してしまうことができるでしょうか。できません。現在の登記実務では、自筆証書遺言に「検認済み証」が付いていないと相続登記を受け付けてくれません。
- ③ もっと怖いのは、感情的になった子どもが「法定相続分での強制登記」をすることです。Aさんが亡くなると、法定相続人が法定相続分に従って法律上当然に相続します。つまり妻が2分の1・2人の子供が各4分の1相続します。そのため、子どもの側が妻よりも先に法定相続分で登記することができます。この登記はとりあえず有効です。これを遺言通りに直すには裁判が必要となり、妻と子の争いとなります。その結果、Aさんの生前の願いはかなえられないこととなります。

こうした心配をなくすためには、自筆証書でなく公正証書遺言が安心です。公正証書にして、「不動産を全て妻に相続させる」とすれば、「検認」は不要の上、妻が単独で相続登記ができます。多少の費用はかかっても、子供達に知られることなく、余計な波風を立てることなく相続手続きを終えることができます。

遺言を作成する時は、書き方だけでなく、遺言の目的にあった遺言書の選び方にも配慮が必要となります。

(文責：内藤 雄)